

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html

2013年4月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1．プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けず。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2．業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1．に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

(1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号： 2 国名：カンボジア 担当：人間開発部
案件名：前期中等理科教育のための教師用指導書開発プロジェクト

1 契約予定期間：2013年6月下旬～2016年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における教育分野に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等
特になし

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布期間：2013年4月24日から2013年4月26日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

配布は電子データで行います。具体的な配布方法は

当機構HP> 調達情報 > お知らせ > 「業務指示書等の電子配布本格導入について

【コンサルタント等契約】」をご参照願います。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html

配布依頼書受付期間：上記配布期間中の10時～17時

ダウンロード期間：上記配布開始日から配布終了日の翌営業日23:59まで

この期間であれば、土日、祝日もダウンロードが可能です。

プロポーザル提出：2013年5月22日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：5月下旬

契約交渉：6月上旬～6月中旬

5 業務の目的

カンボジア国は、1970年代後半のポル・ポト政権による学校教育の廃止と知識階層への粛清によって人材育成システムが崩壊した。政権交代後、急速な量的拡大によって教育システムの復興が行われたが、留年率・退学率の高さ、能力のある教員の不足等の質的な課題が残っている。特に前期中等教育（日本の中学校レベル）における純就学率は32.6%と低く、退学率も18.8%と高い数値を示している。中でも理数科分野の人材育成は将来的な産業の高度化において極めて重要であり、早急な質の改善が求められている。

また、前期中等教員養成校（RTTC）が全20州のうち6州（プノンペン、コンボンチャム、カンダール、タケオ、プレイベン、バタンバン）に設置されているが、前期中等教育における教員養成だけでなく現職教員に対するアップグレード研修を行う等、同国の理数科教育の質の改善のためには、RTTC教官の能力強化が必要となっている。

JICAはこれまで技術協力プロジェクト「理数科教育改善計画プロジェクト（STEP SAM）」（2000年～2005年）により、理数科分野の高校教員の養成および研修への支援を行い、「理科教育改善プロジェクト（STEP SAM2）」（2008年～2012年）においては、初等教育および前期中等教育の理科分野において教員養成課程への支援、および前期中等教育における現職教員研修を試行的に実施することで指導法の改善を図った結果、教員養成校の教官および現職教員研修の対象校の教員の授業の質に改善が見られた。これを受け、前期中等教育において、STEP SAM2で対象としていた理科に加え、数学も含め、生徒の学習達成度改善を目標として協力の要請がカンボジア政府からなされた。

本事業は、前期中等教員養成校（RTTC）のある6州において、前期中等教育における理数科分野の教師用指導書の開発およびRTTC教官の能力強化によって、前期中等理科授業改善の基盤が強化され、もってプロジェクトで開発されたリソース（教師用指導書および人材）が教育・青年・スポーツ省の実施する研修を通じた他地域への普及に寄与するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

プノンペン、コンボンチャム、カンダール、タケオ、プレイベン、バタンバン（前期中等教員養成校 [RTTC]のある6州）

(2) 業務内容

以下の業務内容について、C/Pと協議しつつ、C/Pが実施するこれらの具体的な活動に対する支援及び技術的な指導・助言を行う。また、本プロジェクトの取り組みを他の開発パートナー等と共有し、適宜効果的な連携を図る。

ア 前期中等教育理科授業改善のための教師用指導書が開発される。

(ア) 教師用指導書の開発に関する計画を作成する。

(イ) 教師用指導書開発ワーキンググループを教科別に組織する。

- (ウ) 教師用指導書の第1ドラフトを作成する。
 - (I) ワーキンググループによるワークショップを通じて教師用指導書の第2ドラフトを作成する。
 - (オ) 教師用指導書を学校で試行的に使用する。
 - (カ) RTTC協力校において、教師用指導書が生徒の学習達成度と与えるインパクトを測定する。
 - (キ) ワーキンググループが学校教員のコメントおよび提案を反映させて教師用指導書を改訂する。
 - (ク) (教師用指導書の導入研修時に)教師用指導書の使用方法および使用頻度についてモニタリングを行う。
 - (ケ) より多くの教員が活用できるよう教師用指導書の使用を促進する活動を行う。
 - (コ) 学校で使用された経験に基づき教師用指導書を改訂する。
- イ 前期中等教育理数科授業改善のためのRTTC教官の能力が強化される。
- (ア) 対象州の前期中等理数科教員に教師用指導書を導入するための研修計画を作成する。
 - (イ) 教師用指導書導入研修の準備のためのワークショップを実施する。
 - (ウ) 対象州において前期中等理数科教員を対象とした教師用指導書導入研修を実施する。

7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年6月下旬)
- (2) プロジェクト業務進捗報告書 (2014年9月上旬、2015年9月中旬)
- (3) プロジェクト業務完了報告書 (2016年3月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/教員政策(評価対象予定)
- (2) 理科教育1(評価対象予定)
- (3) 理科教育2
- (4) 理科教育3
- (5) 理科教育4
- (6) 数学教育(評価対象予定)
- (7) 業務調整/研修管理

9 特記事項

- (1) 共同企業体の結成を認める予定。
- (2) 2012年12月に詳細計画策定調査実施済み。
- (3) 2013年3月27日にR/D締結予定。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。